

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県	
080010	学校の副校長等の必要業務の廃止	学校教育法第27条第2項、同条第5項、第7条第2項、同条第5項、第49条、第62条、第70条、第82条	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校には、設置者の判断で副校長を置くことができる。(※「置かないこととする」ではない。)	幼稚園の副園長や学校の副校長の必要業務を廃止する。これにより、幼稚園の副園長や学校の副校長は、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)	幼稚園の副園長や学校の副校長を置かなければならないことになっているが、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)	D	-	幼稚園の副園長及び小学校等の副校長については、置かないことができるため、現行規定により対応可能である。											1 0 5 0 0 1 0	教育改革の会	東京都	文部科学省	
080020	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における効力の拡大	教育職員免許法第9条第2項	教育職員免許法第9条第2項により、特別免許状は、優れた授与者の置かれる都道府県教育委員会においてのみ有効である。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生選に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生選に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。	C	I	特別免許状は、優れた知識経験等を有する社会人を任命・雇用しようとする者からの推薦に基づき、授与権者たる各都道府県教育委員会が行う教育職員規定により、免許教科の内容すべてについて教授しうる専門性を有する者に授与される免許状であり、①地域や学校の事情に応じて、学生教育の効果的な実施に必要がある場合に授与される免許状であること。②各都道府県教育委員会の実施する教育職員規定により、授与するものであることから、その効力は当該都道府県に限られます。なお、特別免許状は、一の都道府県のみでしか授与されないなどの規定はないため、あらためて他の都道府県で授与を受けることは可能であり、ある県で特別免許状の授与を受けて勤務された後、他県でも特別免許状の授与を受けて勤務されることも可能です。										1 0 6 9 0 3 0	株式会社バノナグループ シャドーキャビネット	兵庫県	文部科学省		
080030	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における授与条件の緩和	教育職員免許法第6条第2項、教育職員免許法第9条第1項	教育職員免許法第6条第2項に、特別免許状は、教育職員規定により授与すると規定しており、同法第9条第1項に、教育職員規定に、人物・学力・実務及び身体について、授与権者たる各都道府県教育委員会が行うと規定しています。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生選に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。	その為により上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることとなるが、効力範囲を全国に拡大することで、ある県で経験を持った方がそのまま他県でも活躍の場を広げることができる。	D	-	平成14年の教育職員免許法改正により、特別免許状の授与要件から「学士の学位」は撤廃されたため、提案の趣旨は、現行の規定で対応可能である。											1 0 9 9 0 5 0	株式会社バノナグループ シャドーキャビネット	兵庫県	文部科学省	
080040	幼稚園設置基準の緩和	教育職員免許法第3条第1項、幼稚園設置基準第5条第1項	幼稚園設置基準第5条第1項により、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭一人置かなければならないと定めています。教育職員免許法第3条第1項により、教育職員免許状を有する者でなければなりません。	幼稚園を設置する際に必要な幼稚園教諭に、課外園にて日本の幼稚園教諭免許に準じた資格を有している者を対象とする	現在、認定幼稚園の教員は幼稚園教諭有資格者と定義されています。一方、日本全国に約300校あるPreSchool(英語幼児指導施設：平均35名としても約10,000人の園児がいると予想される)では海外の幼児指導有資格者である日本の幼稚園教諭有資格者ではありません。設置基準に適合しないとの判断から認定はできません。課外園の幼児指導有資格者に対して日本の幼稚園教諭免許と比較して準じれば認定できるような提案を立てます。	C	I	幼稚園設置基準において、幼稚園には園長のほか各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めており、教諭等の教育職員については、教育職員免許法において教育職員は同法により授与する相応の免許状を有する者でなければならずと規定しています。その目的は、教員の専門的能力について客観的、統一の基準を明らかにし、その質の維持及び向上を図るためです。免許状の授与要件は各国によって異なることから、外国で授与された免許状を我が国において有効な免許状とする制度はありませんが、同法第18条により「外国において授与された幼稚園教諭免許状に相当する免許状を有する者、又外国の学校を卒業し、又は修了した者、は各都道府県教育委員会が行う教育職員規定を受けることにより、幼稚園教諭免許状の授与を受けることが可能である」と規定されています。												1 0 7 4 0 1 0	佐倉市国際化教育特区	千葉県	文部科学省
080050	幼稚園設置における用地の借用の容易化	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第12条、平成19年3月28日付文科省第756号文部省令(幼稚園設置基準)第12条、高等教育局長・高等教育私学部長通知	幼稚園は、「(特別の事情)があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合」、他の学校等の施設及び敷地を借用することができるとされている。	過去においてPreSchoolは狭の延長と言った認識が一般に認知されており、当然のことながら補助対象の児童託児施設としての社会的地位はありません。当校では、児童を長時間預かる施設として園児は必須と考え、約80坪の園舎があり、全国でも非常に珍しい園舎付きPreSchoolです。原質は全て自己資金で確保できず、大規模での新設園舎は社会的地位から認められも困難であるため、(全国30校の内約10校は)Schoolビルの一室やマンション内で開設し、一日の内5-6時を確保して運営する体制ではあっても、十分な状況です。認定幼稚園自己所有の土地であることが定められていますが、園児が必須であることを勘案し、自己所有の土地で開業する事は補助対象外であることから非常に困難です。借用地での設置許可を提案致します	校地・校舎の借用に關しては、平成15年より校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業として構造改革特別区域における特例措置を認めてきましたが、平成19年に「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月28日付文部科学省初等中等教育局長・高等教育私学部長通知)により当該特例措置が全国展開されました。幼稚園の設置認可にあたっては、当該通知を踏まえた弾力的な取扱いが可能となっております。	D	-													1 0 7 4 0 2 0	佐倉市国際化教育特区	千葉県	文部科学省

